

# 障害年金の申請代行について

## 申請代行の内容

- 年金請求書類の作成及び提出など、年金事務所に関するすべての手続き
- 診断書や受診状況等証明書等の取得の支援
- 決定内容に不服がある場合の不服申立（不服申立は文書の提出のみで行います。）

## 料金（税込）

- 着手金 9,800円
- 受給決定報酬 98,000円

\* お支払いは銀行振込、またはPayPay、LINE Payでお願いいたします。  
なお、振込明細書などをもって領収証の発行に代えさせていただきます。

## 注意点など

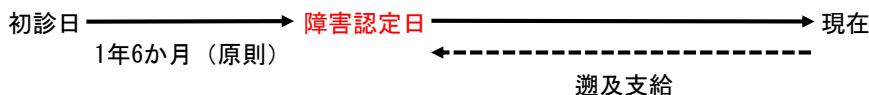
- 障害者手帳の等級と障害年金の等級は別物です。
- 支給が決定した場合、通常1年～数年ごとに更新の審査があります。
- 初診日が20歳前の年金未加入期間にある場合には所得制限があります。
- 初診日において厚生年金加入の場合、同一傷病による障害年金と健康保険の傷病手当金の支給期間が重複する場合には、重複する期間分について調整があります。  
\* 重複する期間がある場合には調整の手続きのため障害年金の支給決定後に健康保険の保険者にご連絡をお願いいたします。
- 下記の保険料納付要件を満たさない場合には手続きができません。  
\* 初診日が20歳前の年金未加入期間にある場合を除きます。

保険料納付要件（初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。）

- (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

## 遡及支給について

- 障害認定日（原則として、初診日から1年6ヶ月を経過した日）頃の状態の診断書を提出し、障害認定日において等級に該当すると認められた場合には、障害認定日まで遡って過去の分の障害年金が支給されます。ただし、5年以上前の分については時効により消滅しているため、遡及支給されるのは最大5年分です。



## お問い合わせ先・書類送付先

林たかのぶ社会保険労務士事務所

所在地 〒191-0001  
東京都日野市栄町1-2-19エイティエイトヒノ101

電話 050-5275-0293 / 携帯 070-7463-9518

# 手続きの大まかな流れ

## 1 ご相談・ご契約

- ・ 無料相談で、障害年金についてや手続きの進め方などについて詳しくご説明いたします。  
\* 無料相談は電話やLINE、メールでも可能です。
- ・ 無料相談の結果ご依頼いただける場合には、委任状と契約書にご記入いただきます。
- ・ 着手金を銀行振込またはPayPay、LINE Payでお支払いいただきます（ご契約後7日以内）。

## 2 下記のうち「レ」をつけた書類をご用意いただき当事務所にご郵送いただきます（お客様）

- 現在の状態の診断書  
\* 現症日から3ヶ月以内に年金事務所に提出する必要があります。
- 障害認定日以後3ヶ月以内の状態の診断書  
\* 障害認定日は原則として、初診日から1年6か月を経過した日です（例外あり）。  
\* 初診日が20歳前の年金未加入期間にある場合には障害認定日**前後**3ヶ月以内の状態の診断書です。
- 受診状況等証明書（初診日の証明書）
- 申立書の下書き  
\* Excel形式でもご用意しています（パスワード「hts78」）。
- 初診日に関する調査票
- その他（ ）

## 3 年金請求書類を作成しご自宅にご郵送いたします（当事務所）

- ・ 診断書などをすべてご郵送いただいた後、**通常2週間前後**で年金請求書類を作成いたします。  
\* お送りいただいた書類の内容によっては追加で書類のご用意をお願いすることがあります。
- ・ 年金請求書類が出来上がりましたら、押印していただくために一度ご自宅にご郵送いたします。  
\* 押印箇所をご用意いただく住民票などについてご案内を同封いたします

## 4 書類へ押印、住民票などをご用意いただき当事務所にご返送いただきます（お客様）

- ・ 同封のご案内の通り書類への押印と、住民票などのご用意をお願いいたします。
- ・ 上記が出来ましたらご返送をお願いいたします。

## 5 書類を年金事務所に提出いたします（当事務所）

- ・ 書類をご返送いただき次第、年金事務所に提出し、ご連絡いたします。
- ・ 書類の提出後、**通常3~4ヶ月前後**で審査結果の通知書（年金証書）がご自宅に届きます。
- ・ 審査結果の通知書（年金証書）が届きましたらすぐにご連絡をお願いいたします。

## 6 受給決定報酬のお振込み（お客様）

- ・ 審査結果の通知書（年金証書）が届いた月の**翌月か翌々月の15日**に障害年金の初回支給がされます。  
\* 初回支給がされる日の数日前までに「支払い通知書」という書類が届きます。  
\* 初回支給が、通知書（年金証書）が届いた月の翌月か翌々月よりも遅くなるのが希にあります。
- ・ 障害年金の初回支給後7日以内に、受給決定報酬を銀行振込またはPayPay、LINE Payでお支払いいただきます。